



「生涯現役社会」の実現に向けた 生涯現役地域づくり環境整備事業概要

厚生労働省 職業安定局

高齢者雇用対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生涯現役地域づくり環境整備事業の概要

令和7年度予算額 437,122 (546,354) 千円

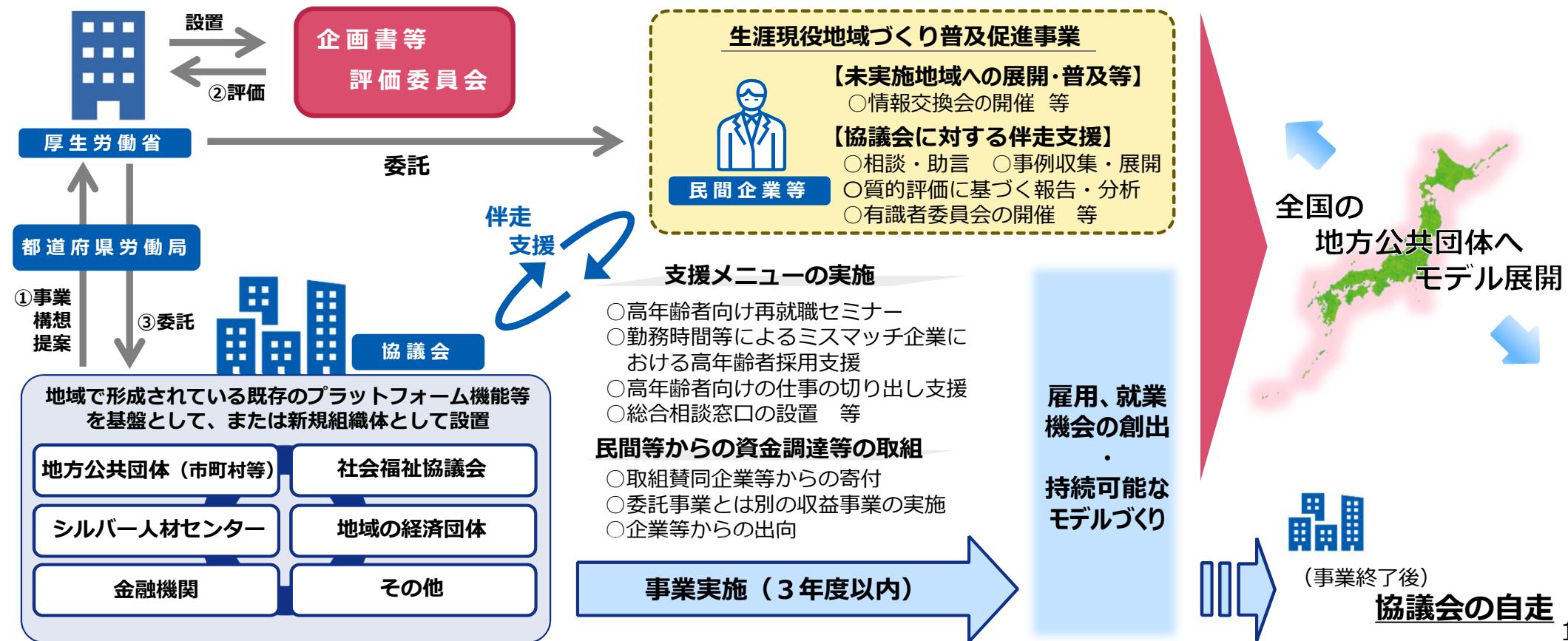
1 事業の目的

地域のニーズを踏まえた高年齢者の多様な雇用・就業機会を創出すると共に、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にするモデルを構築し、他地域への展開・普及を図ることを支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情を解決するための事業構想を協議会自らが策定
- 提案された事業構想の中から、特に事業効果が高いと評価されるものをコンテスト方式で選抜
 - 【実施期間】3年度以内 【実施規模】各年度1,750万円（2年度目以降は実績加算金を含む）
 - 【実施主体】高年齢者雇用安定法第35条第1項に規定する協議会
 - 【支援対象】55歳以上の高年齢者、地域内企業 等 【実施箇所数】6協議会（R7.4現在）
- 併せて、協議会へ伴走型支援を行うとともに、取組や成果を他地域に波及させるため、「生涯現役地域づくり普及促進事業」を実施

3 事業のスキーム・実施主体等



事業の目的

- 民間資金など幅広い財源を調達し、地域福祉や地方創生等において形成された**地域の既存プラットフォーム機能に就労支援の機能を付加する仕組み**を実証的に実施することで、以下の成果を実現することを目的とする。

「生涯現役社会」の構築による地域社会の持続

1

- 高年齢者をはじめとする**地域住民の多様な就労ニーズ**に応える「生涯現役社会」を構築し、生産年齢人口の減少に直面する**地域社会の持続**につなげること

地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施にかかる課題の抽出

2

- 各地域における実証を通じて、既に地域で展開されている地域福祉・地方創生・農山村等の地域活性化などの取組と高年齢者等への就労支援の取組を**一体的に実施する仕組み**を構築する効果および実装に伴う課題を抽出すること

他地域への普及に必要な環境整備に関する政策上の知見の収集

3

- 各地域の実証に基づいて、**民間等からの資金調達**および**地域福祉・地方創生等と就労支援の一体的実施**の普及のために必要な環境整備について、今後の政策立案に向けた示唆を得ること

事業の射程

- 高年齢者等の多様なニーズに応えるとともに、**地域福祉や地方創生等の分野の取組と円滑に連携できることが必要であることを踏まえ、環境整備事業の射程は以下のとおりである。**

1. 支援対象者の拡張

- 55歳以上の高年齢者を対象に含むことは必須。
- その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**高年齢者以外も対象であることを明確にして事業を行うことも可能。**



2. 多様な就業形態の創出

- 地域において創出する**就業形態の一類型として企業による雇用を想定することは必須。**
- その上で、地域の実情に応じて柔軟に、**企業における雇用以外の多様な就業機会**（シルバー人材センターなどの請負委託、有償・無償のボランティアなど）の創出に取り組むことが可能。



3. 自治体事業等との一体的な実施

- 地域において、地域福祉や地方創生など地域づくりを目指す地方自治体の事業や民間中心の取組で構築された、**協議会等のプラットフォーム機能を基盤として、既存の協議会等を高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会として正式に位置付けることが必要**（地方公共団体は協議会の必須の構成員）。
- 各地域の取組においても、協議会機能の再編や効率的な事業運営に取り組むことで、**自治体事業等の機能と雇用・就業支援の機能の相乗効果**を生むことを目指す。



【想定される協議会等の例】

- 重層的支援体制整備事業実施計画検討のための協議会
- 地域福祉計画検討のための協議会
- 生涯活躍のまち事業計画検討等のための推進協議会（地域再生協議会）
- 農山村活性化における地域協議会
- その他の自治体事業や民間主体の活動(例:協同労働)等により組織される協議会組織 等
- 上記の他、高齢者施策に取り組む組織体として、新たに高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会を設立することも認められるものの、この場合であっても、地域における地域福祉や地方創生分野等との相乗効果を生む仕組みは十分検討する必要があること。

【協議会の一体的な設置方法の一例】

- 基盤となる協議会等に、環境整備事業を効果的に実施する上で必要なメンバーを追加する
- 基盤となる協議会等に、雇用・就業支援に重点を置いた部会を新設する 等

事業の内容

- それぞれの協議会では以下の事業内容を共通して実施し、地域の実情や高年齢者等の多様なニーズに応じ、創意工夫を活かした独自性のある取組を実施。

協議会における事業内容

1. 多様な雇用・就業の促進

- 地域の既存プラットフォーム機能の基盤の上に、高年齢者等への雇用・就業支援の機能を強化するという枠組みを試行し、効果的な事業モデルを構築する

【想定される事業の例】

- 地域の多様な関係者相互のネットワークの構築
- 事業主や高年齢者等への支援
- 高年齢者等のニーズと地域の雇用・就業の機会とのマッチング支援 等

自治体事業等の取組（一例）

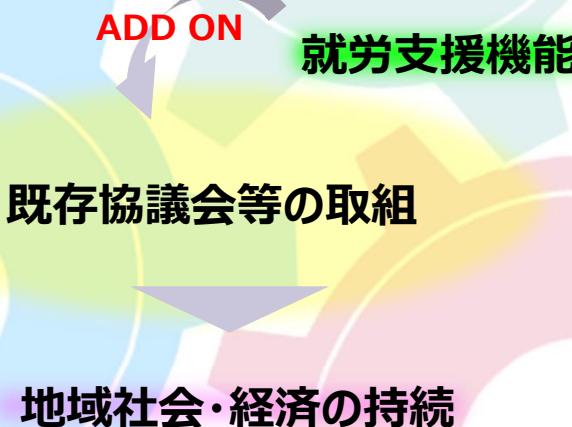
- 重層的支援体制整備事業
- 地方創生（生涯活躍のまち事業）
- 農村型地域運営組織形成推進事業・農山漁村振興交付金事業
- 自治体の独自予算事業
- 民間主体が中心に実施される事業（例：協同労働） 等

2. 民間等からの資金調達

- 事業終了後も各地域における取組を持続させるため、試行的に、民間等からの資金調達に取り組む

【想定される民間資金等の調達例】

- 企業等から協議会への寄附
- 協賛企業や取組に賛同する個人等からの会費
- 企業等の人材（マッチング支援など）の出向
- 協議会活動の一環として実施する事業活動から得た収益（地域食堂の利益など）
- 自治体事業の支出見直しにより生じた財源の充当
- 地方公共団体あての寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税など） 等



3. 事業プロセスの評価

- 事業内容の深化や取組の拡張など、事業を実施する中で生じる質的目標の項目の変化に関する情報や資料を提供する

※ 厚生労働省が別途実施する生涯現役地域づくり普及促進事業（委託事業）に、各協議会が協力する中で実施するもの

【質的目標の項目】

- 高年齢者等の多様な雇用・就業促進の取組
- プラットフォームの拡張・深化
- 民間資金調達等の取組
- 事業終了後の体制整備

高年齢者等の多様な就労ニーズ

- 雇用
- シルバー人材センター等の就業（臨・短・軽）
- 社会貢献事業（有償）への従事
- ボランティア（無償）
- 起業 等

成果に連動した委託費の支払い

- 環境整備事業の委託費の支払いにおいては、**民間等からの資金調達**の項目について、次のとおり、**成果に応じた委託費の加算**を行う。

委託費への成果連動の仕組み

民間資金等の調達実績に対する成果連動【定額加算方式】

- 第2期評価基準期間以降は、民間資金等の調達実績に応じて、委託費に一定額を加算して支払う。さらに、第3期においては加算の基準と上限額を引き上げ、民間資金等の調達のためのインセンティブを強化する。

- なお、民間資金等の調達手段は以下の2パターンとし、組み合わせて取組むことも可とする。

▶ 【支援員等の人材提供】

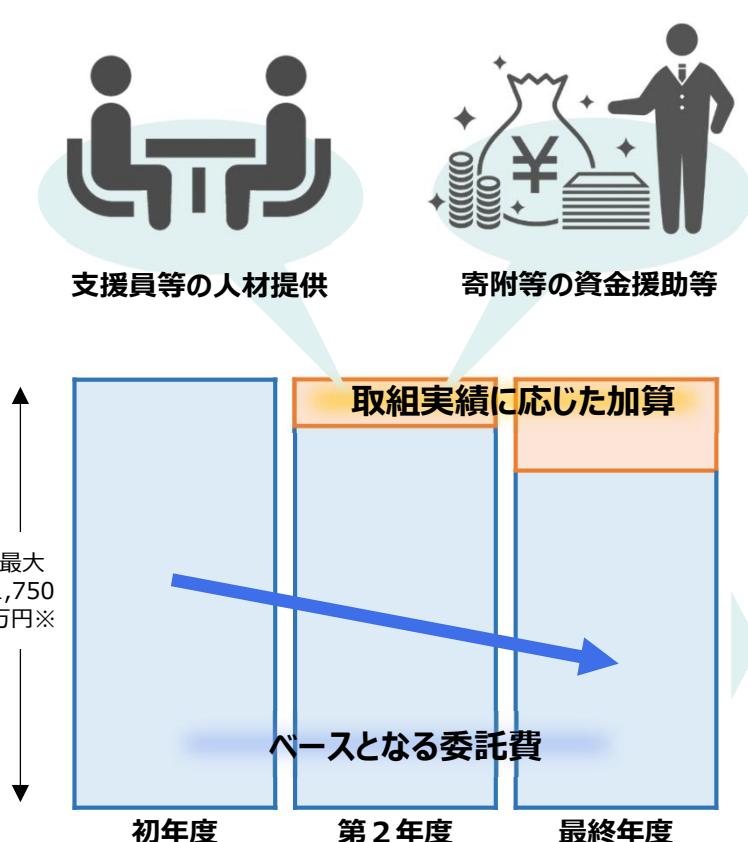
- ・ 協議会における高年齢者等のマッチング支援のため必要と考えられる支援員等の配置にあたり、職員を派遣(人件費を負担)してもらった場合

▶ 【寄附等の資金援助等】

- ・ 民間資金など他の財源(自治体事業等による安定的な財源を含む)から調達した場合

Ex.協議会における支援員1人当たりの平均の人件費が450万円/年【基準】である場合

- ・ 実績：225万円(基準の50%)以上の調達金額 … 100万円の加算
- ・ 実績：450万円(基準の100%)以上の調達金額 … 200万円の加算**【2年度目加算上限】**
- ・ 実績：675万円(基準の150%)以上の調達金額 … 300万円の加算
- ・ 実績：900万円(基準の200%)以上の調達金額 … 400万円の加算**【3年度目加算上限】**



※ 必要額についても提案型とし、費用対効果の観点も含めて評価・採択を行うため、実施箇所数は評価を踏まえて最終決定する。ただし、予算額に達していない場合でも、評価の低い実施主体を採択することはしない。

委託費の構成と成果連動分の支払いの枠組み

- 委託費は①ベースとなる委託費（事業の必要経費への支払部分。）と、
②資金調達の実績連動部分（成果のみに応じた支払部分。事業の必要経費とは対応しない。）に大別。
- 各年度の予算上限額（1,750万円）は上記①・②を合計した金額に適用。また、成果連動に係る評価基準期間を設ける。

各事業年度における委託費の構成について

	初年度	第2年度	最終年度
1. ベースとなる委託費（上限額）	1,750万円	1,550万円	1,350万円
2. 資金調達実績連動分【定額加算】	－	0～200万円	0～400万円
合計額 (最大値) (最小値)	1,750万円 1,750万円	1,750万円 1,550万円	1,750万円 1,350万円

※ 事業構想必要経費には、上記 1 にかかる経費を計上。上記 2 にかかる経費は、成果に応じて年度末に精算を行う。

評価基準期間の考え方と成果連動分委託費の支払時期について

- 評価基準期間
 - ・ 第1期＝事業開始から事業1年目の第3四半期まで
 - ・ 第2期＝事業1年目の第4四半期から事業2年目の第3四半期まで
 - ・ 第3期＝事業2年目の第4四半期から事業3年目の第3四半期まで
- 成果連動分委託費の支払時期
 - ・ (第1期評価基準期間を活用した委託費の加算はなし)
 - ・ 事業2年目の第4四半期（出納整理期間（4月）を含む）
 - ・ 事業3年目の第4四半期（出納整理期間（4月）を含む）

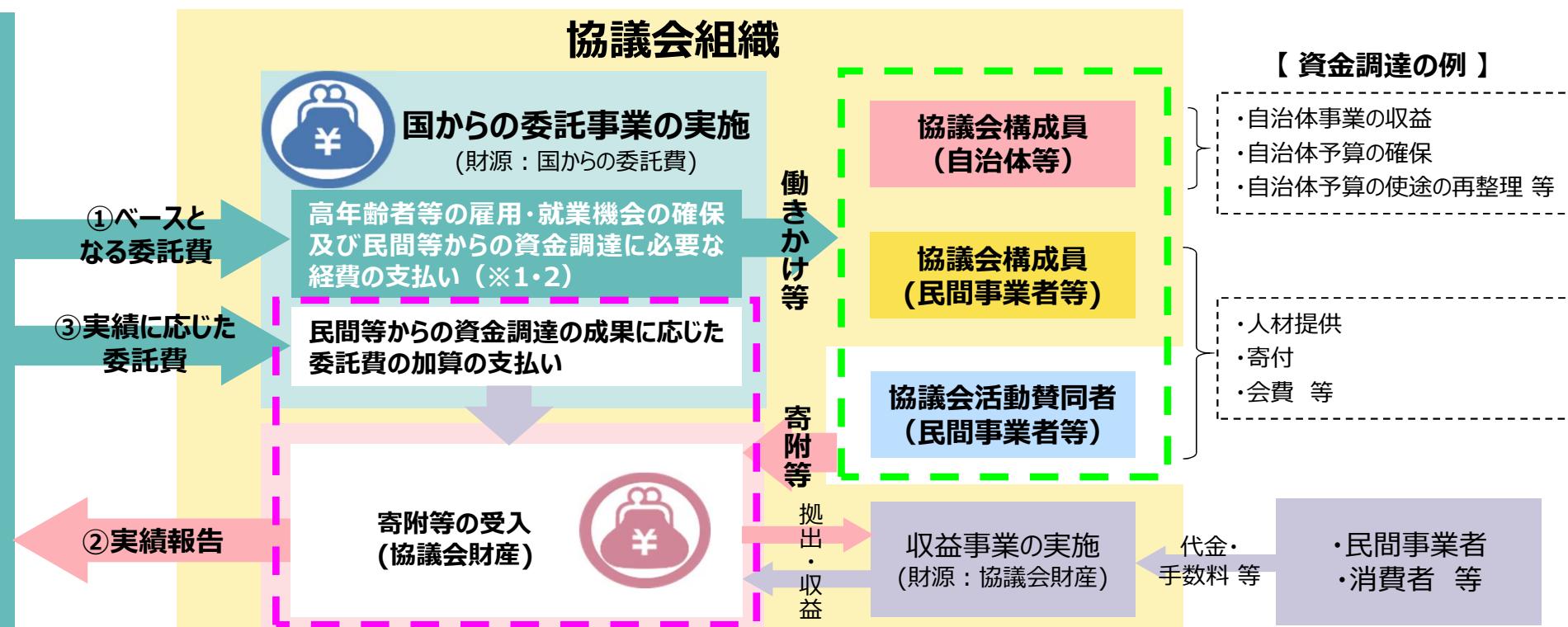


民間等からの資金調達に関する取扱い

- 民間等からの資金調達は、「委託事業終了後も各地域での取組を持続させる」という環境整備事業の目的を達成するための活動であることを踏まえ、活動の成果として調達された資金に関して、独自の取扱いを定める。

民間等からの資金調達に関する取扱い

- 活動の成果として調達された資金は、環境整備事業終了後も国へ返還することを要しない。
- 調達された民間等からの資金は、地域における高年齢者等の雇用・就業を促進する目的で行われる活動（収益が生じるものも含む）に充当可能。
- 委託費（資金調達の成果に応じて支払われる部分を除く。）は、予め計上された経費に限り支出できるが、委託費から人件費が支出されている支援員等が資金調達のために活動することは委託費の目的の範囲として認める。なお、国からの委託費を受け入れるための口座と民間資金等を受け入れるための口座は別に管理する。また、民間資金等の調達業務として想定されることには、予め想定できる範囲で事業構想及び地域計画に記載する。



※ 1 雇用・就業者数の確保等のための必要経費を計上することが可能。当該経費を用いた収益事業は実施できない。

※ 2 支援員等が資金調達のために活動する人件費については予め必要経費として計上可能。その他の必要経費は、民間等から調達された資金か、委託費のうち資金調達の成果に応じた支払い部分から支出する。